

愛媛DXグループ（EDXG） 規約

（名称）

第1条 この会の名称は愛媛DXグループ（EDXG）という。

（グループの事務所）

第2条 このグループの事務所は副会長宅におく。

（グループの目的）

第3条 アマチュア無線に関する調査研究を図るとともに、主に海外との交信をとおして世界並びに会員相互間の友好を深め、アマチュア無線の発展に寄与する事を目的とする。

（会費）

第4条 グループ員は、年会費3,000円を納める事とする。

（退会）

第5条 グループ員は、次の場合資格を失う。

(1) 2年間会費を滞納したとき。

ただし、本人より申し出があった場合は総会にて承認された場合は2年間の休会が取れるものとし、その後2年毎に総会により決定する。

(2) 死亡したとき。

(3) 電波に関する法令に違反して罰せられたとき。

（役員）

第6条 このクラブは、次の役員を置く

(1) 会長兼監査 1人

(2) 副会長兼会計 1人

（役員を選任）

第7条 役員は毎年の春の総会時に会員の中から選挙により選出する。

（任期）

第8条 役員の任期は翌年春の総会までの原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員業務）

第9条 役員は次の仕事を行う。

- (1) 会長は、このグループの代表者でクラブ全体のとりまとめを行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐しグループの会計及び事務手続きを行う。

(会議)

第 10 条 このクラブの会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会：毎年 1 回会長が招集し、年度行事、予算、グループの在り方を提案し決定する。
- (2) 会議での決定は正員の 3 分の 1 以上の出席を必要とし、出席者の 2 / 3 の賛同を必要とする。

(経理)

第 11 条 このグループの会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年月の 3 月 31 日までとする。

第 12 条 会計監査は総会実施月に会計監査を行い、総会で報告して承認を得る。

(ドネーション)

第 13 条 グループ員又は他のグループからドネーションの依頼があった場合は別に定める「ドネーションのルール化について」に基づき実施する。

(会員の慶弔)

第 14 条 グループ員の結婚、10 日以上入院、死亡の場合は、慶弔見舞金として 1 万円を支給する。

第 15 条 その他の事項については、本人又は正員の申し出により第 14 条を基準として会長及び副会長が決定し実施する。

ただし、上記の額の範囲内とする。

(その他)

第 16 条 このグループの運営・事業に係る明細については、総会で決定する。

(附則)

この規約は平成 22 年 5 月 8 日の 40 周年記念大会より新規に実施する。

○平成 23 年 6 月 25 日 一部改定